



平成22年4月入園
町立保育園・幼稚園児募集

申し込みが必要となるのは、平成22年度に初めて対象乳幼児の入園を希望する場合です。(在園児の場合は、通園している園に就労証明書、税務資料などの関係書類を提出してください)

●保育園

- 対象** 5か月～5歳児(平成16年4月2日～21年11月1日生まれ)
- なお、乳幼児の保護者のいずれれもが次の項目のいずれかの事情にある場合となります。
- ・家庭外で労働している場合
 - ・継続的な家庭内労働をしている場合
 - ・親がいない家庭の場合
 - ・出産、病気、けが、心身に障がいがあり児童の保育ができない場合
 - ・長期にわたる病人や心身に障がいのある人の介護を常時行っている場合
 - ・火災、風水害、地震などの災害に遭い、その復旧の間保育ができない場合

- 保育時間**
- ・月～金曜日：7時30分から18時30分の間で保育に欠ける時間
 - ・土曜日：8時30分から16時30分の間で保育に欠ける時間
- 申込方法** 保育園、健康福祉課にある入所申込書(10月15日(木)から配布)に必要な事項を記入し、入園を希望する保育園に提出してください。
- 受付期間** 11月2日(月)～20日(金)
- 受付期間を過ぎてからの応募は2次選考対象となりますので注意してください。
- なお、家庭の事情により5月以降に入園を希望する場合は、資料を添えて入所申込書を前月の15日までに入園を希望する保育園に提出してください。
- 提出書類** 入所申込書、事業所からの就労証明書(病気や出産の場合は医師の診断書)
- ※書類に不備、不足がある場合は、受け付けできません。
- 後日提出書類** 保護者の平成21年分源泉徴収票、確定申告書などの控(所得税非課税世帯については、平成21年度住民税課税証明書)
- ※同一世帯で収入のある家族がいる場合は、その方の分も必要です。

なお、源泉徴収票は、毎年1月ごろ勤務先から発行されます。確定申告をした方は、申告後、控を随時提出してください。

●幼稚園

- 対象** 3～5歳児(平成16年4月2日～19年4月1日生まれ)
- ※箱根幼稚園に限り町内在勤の保護者の幼児も入園できます。
- 申込方法** 各幼稚園にある願書(10月15日(木)から配布)に必要な事項を記入し、入園を希望する幼稚園に提出してください。
- 受付期間** 11月2日(月)～20日(金)
- 申込・照会先**
- ・健康福祉課 ☎85-7790
 - ・湯本幼児学園 ☎85-5444
 - ・宮城野保育園 ☎82-2543
 - ・仙石原幼児学園 ☎84-8386

- 預かり保育時間の延長
7時30分～9時および14時～18時30分の預かり保育を実施しています。
 - 教育内容の充実
地域教育力を活用し、教育内容の充実を図っています。
- 照会先** 教育委員会学校教育課(健康福祉課内幼稚園担当)
☎85-7790

子育て応援
特別手当

平成21年度限りとして、子育て応援特別手当が支給されます。

対象 10月1日(木)現在で、町内に住所を有する平成15年4月2日から18年4月1日生まれの子どもがいる世帯主の方など

申請方法などについては、「広報はこね」12月号でお知らせします。

なお、原則として、この手当は、住民登録のある自治体からの支給となりますが、事情により町内に住民登録がでずに居住している方で、支給対象に該当する場合、町からの支給が可能となる場合もありますので、お問い合わせください。

照会先 健康福祉課
☎85-7790

国民健康保険からのお知らせ

出産育児一時金
10月から平成23年3月までの間、緊急の少子化対策の一環として、出産育児一時金が4万円引き上げられ、42万円となります。

また、出産育児一時金の支給方法についても、10月から保険者による直接支払が可能となります。この場合、42万円を超える分のみを医療機関の窓口で退院時に支払うこととなります。

被保険者証の一斉更新
9月30日に有効期限が切れることに伴い、新しい被保険者証を郵送しました。届いていない方は、お問い合わせください。

また、期限が切れた被保険者証は、保険年金課、出張所に返却するか、裁断して破棄してください。

医療機関窓口で支払う一部負担金の減免制度
国民健康保険では、災害や失業などにより医療機関などの窓口で支払う一部負担金の支払いを猶予、減免、免除する制度を整備しました。一部負担金の支払いが著しく困難となっている場合は、相談してください。

照会先 保険年金課
☎85-9564

10月から
住民税(町県民税)の
公的年金からの
引き落としが
始まります

10月から、住民税の公的年金からの引き落としが始まります。この制度の導入により、公的年金を支給する保険者が住民税を公的年金から引き落とし、町に直接納入することになるため、納税の手間が省けます。

これは、住民税の納付方法が変更になるもので、**新たな負担が生じるものではありません。**(年税額が増えるものではありません)

- 対象** 平成21年4月1日現在、年齢が65歳以上で公的年金を受給している方で、次の要件をすべて満たす方
- ・公的年金などの所得で住民税が課税される方
 - ・年額18万円以上の老齢基礎年金などを受給している方
 - ・介護保険料を公的年金から引き落としされている方
 - ・老齢基礎年金などの年額から所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を差し引いた残額より特別徴収される住民税額が少ない方

対象となる税額
公的年金などにかかる所得に対する住民税※給与や不動産などの公的年金以外の所得に対する住民税は、今までどおり給与からの引き落としや納付書により納めていただきます。

対象となる公的年金
公的年金(障害年金や遺族年金は、除く)

(例) 町県民税が年額6万円(年金所得のみ)の場合
これまでの納め方

	納付書で納める(普通徴収)			
月	6月	8月	10月	1月
税額	1万5,000円	1万5,000円	1万5,000円	1万5,000円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

平成21年度の納め方

	納付書で納める(普通徴収)		年金から引き落とし(特別徴収)		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5,000円	1万5,000円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

平成22年度の納め方

	年金から引き落とし(特別徴収)					
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残額を1/3ずつ		

知事と語りこ
神奈川県ふれあいミーティング

日時 11月11日(木) 18時30分～20時30分

場所 小田原市生涯学習センター 1階 小田原市生涯学習センター

テーマ 青少年を守り・育てる 神奈川県づくり ―目覚めよ、大人!― ケータイ・ネットと子どもたち

申込方法 11月4日(木)までに、電話、はがき、ファックスで、または県ホームページからお申し込みください。

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/>

申込・照会先 県西湘地域県政総合センター 県民課
☎0465-3218000
〒250-0042 小田原市 荻窪350-1
FAX 0465-3218953

経済的な理由で地上デジタル放送が受信できない方へ
地上デジタル放送受信のための支援

テレビの地上アナログ放送は、平成23年7月24日(日)で終了するため、皆さんのテレビを「地上デジタル放送」対応に替える必要があります。

総務省では経済的な理由で地上デジタル放送が受信できない方に対して、簡易チューナーの無償給付などの支援を行います。

対象 次のいずれかに該当し、NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯

- ・生活保護などの公的扶助を受けている世帯
- ・障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の世帯
- ・社会福祉事業施設に入所していて、自らテレビを持ち込んでいる世帯

※すでに地上デジタル放送が視聴可能な環境にある世帯は対象外です。

なお、NHKの放送受信料が全額免除の世帯には、NHKから放送受信料全額免除証明書とともに支援の申込書などが送付されます。

内容

- ・簡易なチューナーの無償給付
- ・アンテナ工事などに対する支援(共同受信施設における改修経費など)

詳細は、お問い合わせください。

照会先 総務省地デジチューナー支援実施センター
☎044-969-5425